

(3) 再編スケジュール

	R6年度 (1年目)	R7年度 (2年目)	R8年度 (3年目)	R9年度 (4年目)	R10年度 (5年目)	R11年度 (6年目)	R12年度 (7年目)	R13年度 (8年目)	R14年度 (9年目)	R15年度 (10年目)
藤山中	地域説明	地域協議 再編準備		中学校区の再編（藤山小・鶴ノ島小）						2小1中 小中一貫 校開校
藤山小				2小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工				
鶴ノ島小				開校準備委員会設置（開校に向けた検討・準備）						
				藤山中学校へ進学						
神原中	地域説明	地域協議 再編準備		中学校区の再編（見初小・神原小・琴芝小）						
神原小				地域協議 (3小1中 小中一貫校)			3小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工 R19年度 開校目途	
琴芝小					開校準備委員会設置 (開校に向けた検討・準備)					
見初小				神原小・琴芝小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実（R19年度新設一貫校へ）						
常盤中										
恩田小	地域説明	地域協議 再編準備		中学校区の再編（恩田小・岬小）						
岬小				小学校区の再編（琴芝小の一部編入）						
西岐波中	地域説明	地域協議 再編準備		中学校区の再編（西岐波小・常盤小）						
常盤小				西岐波中学校に進学						
厚東小										
二俣瀬小	地域説明			他校との交流や合同学習・小規模校のメリット を活かした教育の充実、地域や市長部局と 連携した児童生徒増加策の推進		R11年度時点で5年先までの児童数を確認し、 児童数の推移が学校全体で12人未満の見込み となった場合は適正化を推進				
小野小										
吉部小										
万倉小										
【関連校】										
桃山中	地域説明			中学校区の再編（小羽山小・新川小）						
上宇部中				中学校区の再編（上宇部小）						

【参考】小中一貫教育、施設一体型小中一貫校、義務教育学校の関係

小中一貫教育

小中一貫教育とは、連続する小中学校で「めざす子ども像」（教育目標）を共有して、9年間を通じた系統性・連続性のある教育活動を行うもので、本市では令和2年度(2020年度)からすべての中学校区で導入しています。小中一貫教育のメリットとしては、「中一ギャップの緩和や解消」「確かな学力の定着」「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられます。

【具体的な取組】

- ・「めざす子ども像」を共有し、同じベクトルで児童生徒を育てる
- ・9年間を見通したカリキュラムを実施
- ・小学校5・6年生で教科担任制
- ・小学生と中学生の交流授業
- ・小中教員による相互の乗り入れ授業など

【2つの学校形態】

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
校長	小学校・中学校に1人ずつ	1人
教職員組織	小学校・中学校に1つずつ	1つ
学年	小学校6年 中学校3年	1年生から9年生

【施設の形態】

従来の小中一貫教育（施設隣接型・分離型）

施設一体型小中一貫校

同一敷地内に、小学校と中学校を
設置する施設整備の形態

資料 1

令和6年11月発行

宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画《概要版》

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

1 計画の策定について

■はじめに

全国的に少子化が進行する中、本市においても、児童生徒の継続的な減少が見込まれており、また、市街地地域における通学区域の偏りも課題となっています。

そのため、令和4年4月に宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた具体的な方策」について諮問しました。

審議会では、2年間にわたり市民の方々のご意見も聴取されながらご審議いただき、令和6年1月に答申の提出がありました。

教育委員会では、答申を尊重し、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境を創出していくため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を定めることとしました。

■計画期間：令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間

2 学校のあるべき姿

計画の策定にあたり、まずは、子どもたちにとって望ましい教育環境として「学校のあるべき姿」を定めました。この計画を進めていくことにより、ここに定める「学校のあるべき姿」の実現を目指します。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び（健やかな成長）を保障できる学校

【理想形】

児童生徒の社会性を育むことができる集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校

3 小中学校の現状と課題

2で定めた『学校のあるべき姿』に対して、現状、以下のような課題があります。

■児童生徒数：児童生徒数は昭和58年(1983年)に24,343人とピークを迎え、その後は減少が続き、令和6年(2024年)には、11,159人となっています。さらに、減少傾向は続き、令和11年(2029年)には10,176人になる見込みです。（減少率58%）
学校規模についても、令和6年(2024年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級、5校が全ての学年でクラス替えのできない単学級となり、全市的に小規模化が進行しており、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要があります。

■小中一貫教育：進学先の中学校が分かれる小学校では、地域の特色を活かした系統的教育が難しい状況にあり、義務教育9年間を通してより一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要があります。

■学校選択制：市街地地域においては、学校選択制の利用者の増加により本来の就学校で大幅に入学者が減少している学校があり、適正な通学区域のもとで適正な学校規模を確保する取組を進めていく必要があります。

■学校施設：多くの学校施設において老朽化が進んでおり、状況に応じて施設の更新を計画的に進めていく必要があります。



4 課題解決に向けた取組の方向性

①小中一貫教育の推進

小中一貫教育をより一層推進していくため、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進めます。

②望ましい学校規模の確保

児童生徒の通学距離など、就学環境を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置を進めます。

③学校施設の整備

学校施設の更新時期を踏まえた、学校の統廃合を進めます。

5 学校規模・学校配置基準

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外 北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

■望ましい学校規模の基準

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上（1学年2学級以上）	6学級以上（1学年1学級以上）
中学校	6学級以上（1学年2学級以上）	3学級以上（1学年1学級以上）

■望ましい学校配置の基準

	通学距離
小学校	概ね4 Km以内
中学校	概ね6 Km以内

6 配置の適正化に向けた具体的な取組

■適正化の進め方

①小中一貫教育の推進

中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行います。

②望ましい学校規模の確保

適正化の検討対象校は5年後の令和11年度(2029年度)の児童生徒数の推計から、望ましい学校規模の基準を満たさない学校としますが、市街地地域については、計画期間内における優先度を考慮し、全ての学年が単学級となる次の学校とします。

《市街地地域の検討対象校》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鵜ノ島小学校

《北部地域の検討対象校》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

- ・検討対象校の適正化は、①により見直した中学校の通学区域により、複数の学校が集中し、施設の老朽化が進んでいる市街地地域の検討対象校から優先的に取り組みます。
- ・北部地域の検討対象校については、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により教育環境の維持が図られているため、当面の間、現在の学校を維持していきます。

③学校の施設整備

老朽化した校舎の建て替えに合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校の設置を目指します。

7 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校区域の再編

一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう見直しを行うとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しも行います。

■進学先が分かれる小学校の中学校区域の再編

	現在の進学先	再編後	対象地区
常盤小	西岐波中・常盤中	西岐波中	常盤全区
琴芝小	上宇部中・常盤中	神原中	琴芝全区 (琴芝1区から1-10区を除く)
		常盤中	琴芝1区から1-10区
鵜ノ島小	桃山中・藤山中	藤山中	鵜の島全区

恩田小へ区域変更

(2) 規模等検討対象校の適正化

【市街地地域の適正化の方向性】

岬小学校を除く検討対象校は、新たに再編される中学校の通学区域により適正化を推進していくこととします。また、老朽化した校舎の更新に合わせて施設一体型の小中一貫校を目指して統合を進めていきます。

岬小学校については、学校施設が新しく、近隣に大規模校である恩田小学校があることから、審議会の答申において通学区域の変更により適正化を進めていくよう、提言がありましたが、岬小学校に通学する方が通学距離が短くなる恩田地域の児童数を合わせても、望ましい学校規模基準である2学級に満たない学年が多くなることから、本計画期間中は適正化は行わず、小規模校のメリットを活かした教育の充実を図ることなどにより、現在の教育環境を維持していくこととします。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

3小1中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行います。

■検討対象校：鵜ノ島小学校

2小1中（鵜ノ島小、藤山小、藤山中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行います。

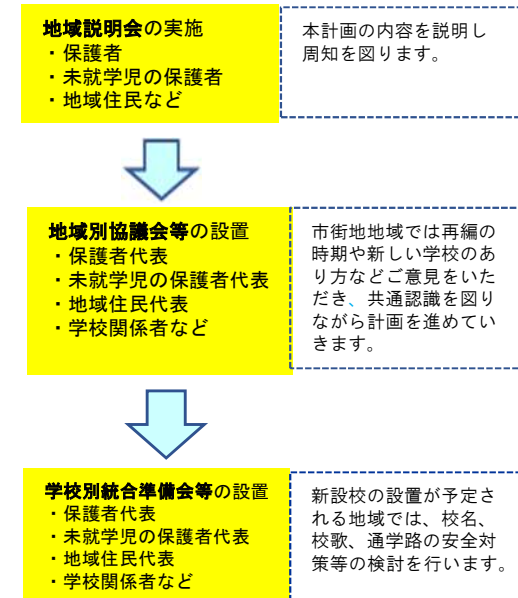
【北部地域の適正化の方向性】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和11年度(2029年度)時点で5年先までの児童数を確認し、将来的な児童数の推移が1学年2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していきます。

8 計画の進め方と配慮事項

(1) 計画の進め方



(2) 配慮事項

①児童生徒の不安解消

再編前には、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後においてもきめ細かな心のケアに取り組みます。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒については、個々の特性に寄り添った一貫した支援等が再編後も継続して受けられるよう、配慮していきます。

また、通学区域の変更については、新入生からの段階的实施や、入学時に兄や姉が在学している場合は、変更前の学校も選択可能とするなど、緩やかな移行に向けた仕組みも検討していきます。

②児童生徒の通学支援

スクールバスや公共交通機関の活用など、通学時間が短くなるよう配慮していきます。

また、学校と保護者や地域が連携して児童生徒が安心安全に登下校できるよう取り組みます。

③小規模校の課題への配慮

中山間地域では、猶予期間中においては、特認校就学制度の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局と連携しながら取り組みます。



宇部市立小中学校 適正規模・適正配置計画

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

令和6年(2024年)11月
宇部市教育委員会

目 次

1	計画の策定について	1
(1)	背景と趣旨	1
(2)	これまでの経過	1
(3)	計画の位置づけ	2
(4)	計画期間	2
(5)	計画の進め方	2
2	本市の将来推計人口	3
3	宇部市立小中学校の現状と将来予測	4
(1)	児童生徒数・学級数	4
(2)	学校数と配置	6
(3)	学校施設の状況	7
4	学校のあるべき姿と実現に向けた取組	8
(1)	学校のあるべき姿	8
(2)	現状と課題	8
(3)	課題解決に向けた取組の方向性	9
(4)	望ましい学校規模・学校配置の基準	10
(5)	適正化に向けた具体的な取組	11
5	学校のあるべき姿を実現するための学校再編	14
(1)	小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編	14
(2)	中学校通学区域の個別の再編	15
(3)	規模等検討対象校の適正化	20
6	計画の進め方と配慮事項	24
(1)	具体的な進め方	24
(2)	配慮事項	25
(3)	再編スケジュール	26

1 計画の策定について

(1) 背景と趣旨

全国的に少子化が進行する中、本市においても、令和6年(2024年)の児童生徒数は11,159人となり、ピーク時の昭和58年(1983年)の24,343人と比べると半数を割る状況となっています。さらに、令和11年(2029年)までの5年間で児童生徒数は約1,000人減少する推計となっています。

また、昭和期の急激な児童生徒数の増加に対応するため、近接する市街地地域に複数の学校を設置したことから、通学区域の偏りが生じており、将来的に教育環境に様々な課題が生じることが懸念されています。

そのため、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するために、「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定するものです。

(2) これまでの経過

教育委員会では、平成22年(2010年)に教育活動にふさわしい学級数や児童生徒数等を示した「宇部市立小中学校適正配置基準」を策定し、この基準に基づき、平成28年(2016年)4月には小野中学校と厚東中学校を統合した厚東川中学校を新設しました。また、見初小学校の適正配置については、関係校区との協議を重ねた結果、令和2年時点では、統合しないという結論が出たところです。

しかしながら、児童生徒数の減少が今後も継続的に見込まれる中で、最適な教育環境を持続的に確保していくためには、これまでの配置基準を見直し中長期的な視点で適正な学校規模や通学区域を検討し、新たな学校配置を全市的に考えていく必要があります。そのため、教育委員会では、令和4年(2022年)4月28日に学識経験者や保護者、地域の代表などで構成される「宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会」に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組」について諮問をしました。

審議会では、保護者や児童生徒をはじめとする市民の方々の意見を広く聴取しながら計12回にわたる審議を重ねられ、令和6年(2024年)1月19日に答申が提出されました。

教育委員会では、答申を尊重し、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境を創出していくため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を定めることとしました。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、第5次宇部市総合計画及び第2期宇部市教育振興基本計画に基づいた計画とします。これにより、平成22年(2010年)に策定した「宇部市立小中学校適正配置基準」については、廃止とします。

(4) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。

ただし、各学校の状況は年々変化していくことから、児童生徒数の推移や国における学校教育の変化の状況を踏まえたうえで、計画策定5年後には、必要に応じて計画の見直しを図るものとします。

(5) 計画の進め方

計画の推進に当たっては、保護者や地域住民に十分な説明を行い、共通認識を図りながら進めるものとします。

2 本市の将来推計人口

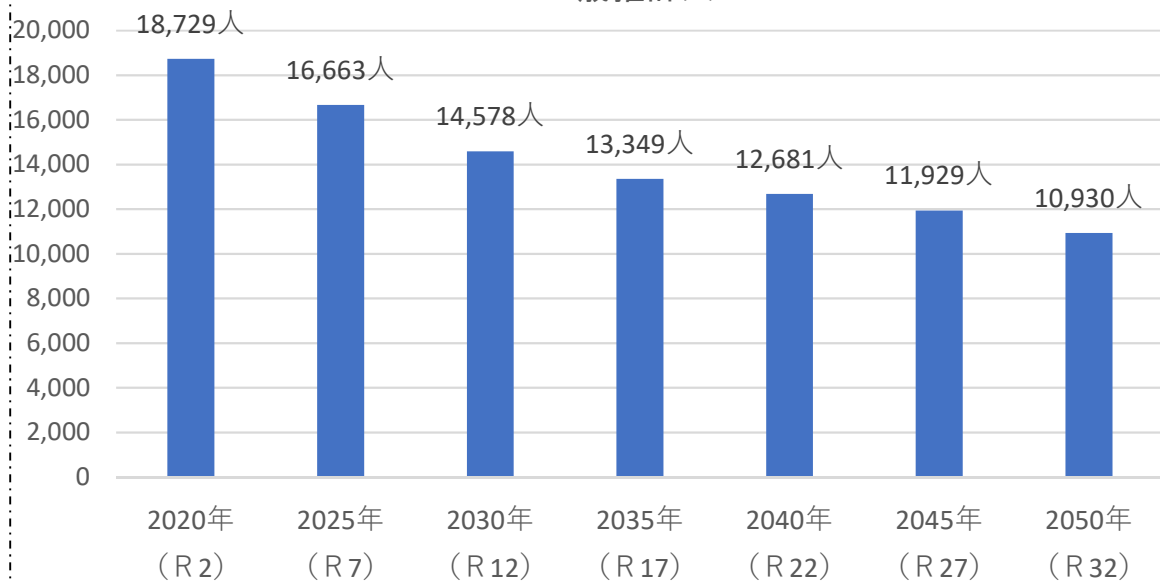
国立社会保障・人口問題研究所が令和2年(2020年)の国勢調査を基に、令和5年(2023年)12月に公表した地域別の将来推計人口によると、本市の人口は令和2年(2020年)から令和32年(2050年)の30年間で47,175人減少すると推計しています。

また、このうち0歳から14歳までの人口は7,799人減少し、この30年間で約42%減少すると推計しています。

宇部市の将来推計人口

	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
総人口	162,570	155,567	147,755	139,811	131,533	123,252	115,395

0～14歳推計人口



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年(2023)年12月公表）」（国立社会保障・人口問題研究所）

3 宇部市立小中学校の現状と将来予測

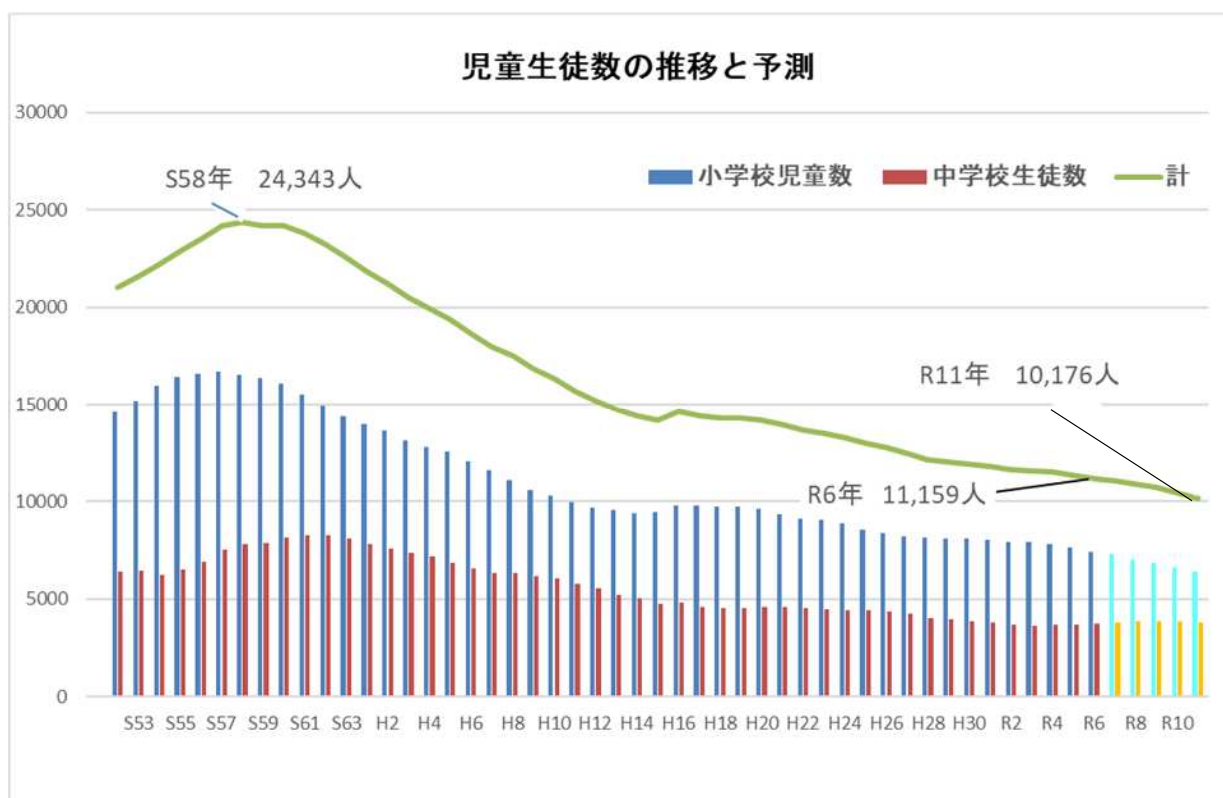
(1) 児童生徒数・学級数

本市の児童生徒数は、石炭産業の振興や第1次ベビーブームなどにより、昭和34年(1959年)に36,554人となり、昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足以来、過去最高の人数になりました。昭和40年代には炭鉱の縮小や閉山により児童生徒数は減少に転じましたが、第2次ベビーブームの影響により、昭和58年(1983年)には24,343人となり2回目のピークを迎えました。

しかしながら、その後は少子化の影響により児童生徒数の減少が続いており、令和6年(2024年)には、11,159人となっています。

また、住民基本台帳を基にした児童生徒数の推計では、令和11年(2029年)には10,176人と昭和58年(1983年)のピーク時と比較して約58%減少し、その後も減少傾向は続くものと予測されています。

■児童生徒数の推移と予測



※令和7年度から11年度までの推計値は、令和6年5月時点での推計値。
中学校の生徒数については、私立中学校等への進学はないものとして推計。

また、児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少しています。令和6年度(2024年)において小学校では、低・中・高学年の隣接学年が一緒のクラスに在籍している複式学級※のある学校が4校、全ての学年でクラス替えが出来ない単学級の学校が5校となっています。

令和6年度の学級数と児童生徒数

令和6年5月1現在

小学校名（児童数）					校数	学級数	校数	中学校名（生徒数）				
複式学級		二俣瀬 (20)	小野 (21)	吉部 (21)	3	3	2	厚東川 (52)	楠 (99)	単学級		
複式学級と単学級				万倉 (29)	1	4	0	1～2学級/学年				
単学級				0	5	0						
岬 (140)	船木 (116)	鵜ノ島 (112)	見初 (96)	厚東 (69)	5	6	1	神原 (168)	2～3学級/学年			
1～2学級/学年					0	7	1	川上 (219)				
					0	9	3	藤山 (314)	桃山 (331)	東岐波 (305)		
										0	10	0
		原 (261)	西宇部 (247)	小羽山 (277)	3	11	1	厚南 (401)				
		川上 (385)	神原 (315)	琴芝 (284)	3	12	1	上宇部 (432)				
2～4学級/学年					0	13	2	西岐波 (448)	黒石 (444)	4学級以上/学年		
							新川 (401)	1	14		0	
							常盤 (423)	1	15		1	常盤 (511)
							0	16	0			
							上宇部 (556)	東岐波 (522)	藤山 (505)	3	18	0
									厚南 (586)	1	19	0
									黒石 (663)	1	21	0
									西岐波 (655)	1	22	0
									恩田 (731)	1	24	0

※学級数は通常学級のみで、1学級の人数は小中学校共に35人まで

※複式学級

児童又は生徒数が少ないために一つの学年の児童又は生徒だけでは学級の編成ができない場合に、同一学級に2つの学年を収容して編成する学級。

○複式学級の編成基準

小学校：2つの学年の人数が16人以下（第1学年の児童を含む場合は8人以下）

中学校：2つの学年の人数が8人以下

(2) 学校数と配置

昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足した当時、宇部市立小学校は10校、宇部市立中学校は7校でスタートしました。その後、石炭産業の振興やベビーブームなどによる児童生徒数の増加に対応するため、市街地を中心に小中学校の分離・開校が行われました。併せて、市町村合併による学校数の増加もあり、小学校は平成16年(2004年)に現在の24校となりました。中学校は平成16年(2004年)の楠町との合併により13校になりましたが、平成28年(2016年)4月に小野中学校と厚東中学校を統合して厚東川中学校を新設したことにより現在12校となっています。

また、学校の配置については、昭和期の急激な児童生徒数の増加に対応するため、近接する市街地地域に複数の学校を設置したことから、通学区域の偏りが生じています。

(3) 学校施設の状況

本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近くを占めており、多くの施設において老朽化が進んでいます。

施設（校舎）の建設年度一覧

令和6年4月1日現在

小学校名（建設年度）				経過年数	中学校名（建設年度）			
				築70年以上	藤山 (S25、33、37、51、53、60-62)	常盤 (S26、36、43、45、57-58)		
	藤山 (S34-36、39、48、52、54)	神原 (S37-40、42)	鵜ノ島 (S37-40)	69年 ～ 築60年	桃山 (S36、38-40、H2-3)	厚南 (S30、35-37、50、56)		
恩田 (S40-42、58-60)	新川 (S42-43、H27)	原 (S42、52、55)	万倉 (S43、56)	59年 ～ 築50年	西岐波 (S46-48、53、56、H21)	東岐波 (S48-49、56、H3)		
厚南 (S50、H9-11)	上宇部 (S51-53、57-58)	常盤 (S51-52、54)	東岐波 (S51、55、59-61)	49年 ～ 築40年	楠 (S52、H4、19)			
厚東 (S54、H2)	小羽山 (S54-55、57-58)	西宇部 (S54-55、H元)	見初 (S56-57)					
			吉部 (S58)					
川上 (S62-63、H16)	船木 (S62)	琴芝 (H3-6)	黒石 (H5、28)	39年 ～ 築30年	川上 (S63-H元、22)	黒石 (H2)	神原 (H5-7)	
		小野 (H8)	二俣瀬 (H9-10)	29年 ～ 築20年	上宇部 (H13-16)			
			西岐波 (H17-19)	19年 ～ 築10年	厚東川 (H22-23)			
			岬 (H30)	築10年未満				

赤字は経過年数に該当する校舎の建設年度

4 学校のあるべき姿と実現に向けた取組

(1) 学校のあるべき姿

教育委員会では令和4年(2022年)3月に、今後の教育の方向性や施策を示した第2期宇部市教育振興基本計画を策定し、計画の基本理念として『「自立」と「共存同栄」宇部を愛し、未来を拓くひとづくり』を掲げています。

この理念は、変化の激しい社会の中にあっても、自らが主体的に社会にかかわりあい、向上心をもって学び、自らを磨き上げていく「自立」の心とともに、多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し、支えあい、互いに高め合っていく「共存同栄」の精神(こころ)で未来を切り拓いていく人材を育成していくことを目指すものです。

この理念のもと、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境として『学校のあるべき姿』を以下のように定めました。

本計画を実行していくことにより、ここに定める「学校のあるべき姿」の実現を目指します。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び(健やかな成長)を保障できる学校

『学校のあるべき姿』の理想形

児童生徒の社会性を育むことが出来る集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校※

(2) 現状と課題

(1)で定めた『学校のあるべき姿』に対して、現在の小中学校の教育環境を検証してみたところ、下記のような課題が明らかになりました。

《現状と課題》

■令和2年度(2020年度)から全ての中学校区で小中一貫教育※を導入していますが、進学先の中学校が分かれる小学校では、進学する中学校によってめざす子ども像などの取り組みが異なるため、学校や地域の特色を活かした系統的教育が難しい状況にあります。そのため、接続する小学校と中学校が義務教育9年間を通して、より一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要があります。

※義務教育学校 ※小中一貫教育の注釈については、13頁参照

- 通学区域が偏在している学校では、学校選択制※により、通学区域の弾力化を図っていますが、利用者の増加により、本来の就学校では大幅に入学者が減少している学校があります。一方で利用者が全くない学校もあることなどから、適正な通学区域のもとで、適正な学校規模を確保するための取組を進めていく必要があります。
- 学校規模については、令和6年(2024年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級に、また、5校がすべての学年でクラス替えのできない単学級になっているなど、全市的に小規模化が進んでいる状況にあります。そのため、今後さらなる児童生徒数の減少が見込まれる中で、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要があります。
- 本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近くを占めており、多くの施設において老朽化が進んでいる状況にあります。そのため、今後、施設の状態に応じて、大規模改修による長寿命化や建替による施設の更新を計画的に進めていく必要があります。

(3) 課題解決に向けた取組の方向性

確認された小中学校の課題を解決し、『学校のあるべき姿』の実現を目指していくための取組の方向性を以下の通り決めました。

①小中一貫教育の推進

各小中学校が地域の特色を活かしながら、小中一貫教育をより一層推進していくために、全市的に中学校の通学区域を見直し、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進める。

②望ましい学校規模の確保

小規模校については、メリットやデメリットを整理したうえで、通学の距離や時間など児童生徒の就学環境の実情を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置を進める。

③学校施設の整備

学校施設の更新(建替え)には多額の費用を要することから、将来的な児童生徒数を見据えた計画的な整備を行う必要があるため、更新時期を踏まえて、学校の統廃合を進める。

※学校選択制

通学区域の弾力化を図るため、学区の一部の自治会に居住する児童生徒が、住所地の属する学区の学校(就学校)に加えて、隣接学区の学校を選択できる制度。

(4) 望ましい学校規模・学校配置の基準

上述した取組の方向性を踏まえ、具体的な取組の検討を進める際の望ましい学校規模や学校配置の基準を次のとおり定めました。

なお、学校規模の基準については、本市の地理的状況から、学校が集中している市街地地域と分散している北部地域に分けて策定し、適正化を進めていくこととしました。なお、市街地地域と北部地域に属する地域は次のとおりです。

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外

北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

① 望ましい学校規模の基準

小中学校では、児童生徒が一定規模の人数の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける環境が大切です。学校の規模については、現在、国においては法令上、学校規模の標準を小中学校ともに「12学級以上18学級以下」と定めています。

審議会が実施したアンケート等でも、国が示す12学級以上18学級以下を望ましい学級数とする回答が多くありましたが、その一方で、地域の実情に応じた柔軟な対応も必要という意見も多くありました。

これらのことを踏まえ、市街地地域の小中学校については、全学年でクラス替えや、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成することができる1学年2学級以上（学校全体で小学校12学級以上、中学校6学級以上）の学校規模を確保していくことが望ましいと考えます。

北部地域の小中学校については、児童生徒数や地理的条件等の地域の実情を考慮すると、1学年2学級以上の確保は現実的に困難な状況であることから1学年1学級以上（学校全体で小学校6学級以上、中学校3学級以上）が望ましいと考えます。

以上の考えから、本市における望ましい学校規模の基準は次の通りとします。

《望ましい学校規模の基準》

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上（1学年2学級以上）	6学級以上（1学年1学級以上）
中学校	6学級以上（1学年2学級以上）	3学級以上（1学年1学級以上）

※1学級の児童生徒数は、小中学校ともに山口県の基準である35人に基づくものとします。

② 望ましい学校配置の基準

学校の配置については、児童生徒の通学における負担面や安全面を考慮する必要があります。国においては、適正な配置の基準として、通学距離が小学校で4 Km以内、中学校でおおむね6 Km以内としており、通学時間については、遠距離通学の場合に、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安としています。

本市においても、現在の通学実態等を踏まえ、この基準が妥当であると考えられることから、本市における望ましい学校配置の基準は次の通りとします。

《望ましい学校配置の基準》

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4 Km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6 Km以内	おおむね1時間以内

(5) 適正化に向けた具体的な取組

① 小中一貫教育の推進

小中一貫教育を一層推進していくために、一つの小学校からは一つの中学校の進学となるよう、まずは中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行います。

② 望ましい学校規模の確保

ア 検討対象校

適正化の検討対象校は、5年後の令和11年度(2029年度)の児童生徒数の推計から望ましい学校規模の基準を満たさない学校としますが、市街地地域については、計画期間内における優先度を考慮の上、全ての学年がクラス替えのできない単学級となる、次の学校とします。

《市街地地域》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鵜ノ島小学校

《北部地域》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

イ 適正化の進め方

- ・検討対象校については、①の小中一貫教育の推進の取組により見直した中学校の通学区域により、適正化の取組を進めていくこととし、将来的には学校選択制を廃止していきます。
- ・半径4キロ以内に複数の学校が集中しており、施設の老朽化が進んでいる学校もある市街地地域の検討対象校から、優先的に適正化に取り組むこととします。
- ・北部地域の検討対象校については、望ましい学校規模の基準を満たしていな

いものの、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを活かした教育の提供により教育環境の維持が図られていることから、当面の間、現在の学校を維持していき、令和11年度(2029年度)時点で5年先までの児童数を確認したうえで適正化を進めることとします。

③ 学校の施設整備

- ・老朽化した校舎の建て替えに合わせ学校の適正配置を進める場合には、施設一体型小中一貫校※または義務教育学校の設置を目指します。
- ・施設一体型小中一貫校等の新設については、中学校の通学区域内のいずれかの学校の現在地を第一候補(基本)としますが、中学校の通学区域内により立地条件の良い適当な敷地があれば、当該地への移転新設も検討していきます。

令和11年度の学級数と児童生徒数予測

小学校名 (児童数)					校数	学級数	校数	中学校名 (生徒数)	
複式学級	二俣瀬 (14)	小野 (9)	吉部 (9)	万倉 (18)	4	3	1	厚東川 (48)	単学級
複式学級と単学級					0	4	1	楠 (97)	
単学級					1	5	0	1～2学級/学年	
神原 (167)	岬 (102)	船木 (89)	鵜ノ島 (106)	見初 (76)	5	6	1	神原 (157)	
1～2学級/学年					0	7	1	川上 (194)	
					1	8	0	2～3学級/学年	
					0	9	1	東岐波 (264)	
					1	10	1	藤山 (294)	
					1	11	1	桃山 (335)	
2～4学級/学年					2	12	0	3～4学級/学年	
					2	14	1	西岐波 (449)	
					1	15	1	厚南 (438)	
					1	16	2	黒石 (476)	上宇部 (476)
					2	17	0		
2～4学級/学年					1	18	1	常盤 (548)	
					0	19	0	4学級以上/学年	
					1	20	0		
					1	23	0		

※令和11年度の学級数・児童生徒数は令和6年5月の住民基本台帳からの予測値(学級数は通常学級のみで、1学級の人数は小中学校ともに35人まで)であり、学校選択制及び私立中学校等への就学は考慮していない。

※施設一体型小中一貫校の注釈については、13頁参照

【参考】小中一貫教育、施設一体型小中一貫校、義務教育学校の関係

小中一貫教育

小中一貫教育とは、連続する小中学校で「めざす子ども像」（教育目標）を共有して、9年間を通じた系統性・連続性のある教育活動を行うもので、本市では令和2年度(2020年度)からすべての中学校区で導入しています。

小中一貫教育のメリットとしては、「中一ギャップの緩和や解消」「確かな学力の定着」「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられます。

【具体的な取組】

- ・「めざす子ども像」を共有し、同じベクトルで児童生徒を育てる
- ・9年間を見通したカリキュラムを実施
- ・小学校5・6年生で教科担任制
- ・小学生と中学生の交流授業
- ・小中教員による相互の乗り入れ授業など

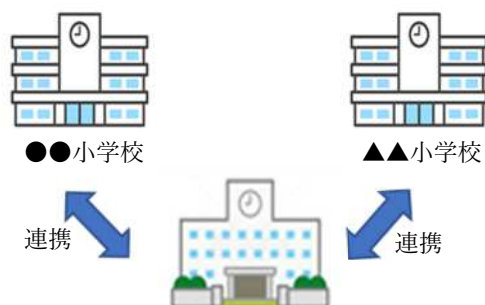
【2つの学校形態】

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
校長	小学校・中学校に1人ずつ	1人
教職員組織	小学校・中学校に1つずつ	1つ
学年	小学校6年 中学校3年	1年生から9年生

【施設の形態】

従来の小中一貫教育（施設隣接型・分離型）

施設一体型小中一貫校



同一敷地内に、小学校と中学校を設置する施設整備の形態

5 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編

- 一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう、中学校の通学区域を見直すとともに、学校選択制により、本来の就学先より選択制による学校への就学が多くなっている小学校の通学区域についても、併せて見直しを行います。

【進学先が分かれている小学校】

常盤小学校（西岐波中学校・常盤中学校）

琴芝小学校（常盤中学校・上宇部中学校）

鵜ノ島小学校（桃山中学校・藤山中学校）

- 一部の班の例外規定は廃止し、行政区（自治会区）単位での編成とします。

【中学校通学区域の変更】

学区	現在	変更後
西岐波	西岐波全区、常盤24区から39区まで、 上宇部10の2区（15班、16班、17班に限る）	西岐波・常盤全区
常盤	常盤1-1区から2-8区まで、恩田・岬全区、 琴芝1区から1-10区まで	恩田・岬全区と 琴芝1区から1-10区まで
神原	神原・見初全区	神原・見初・琴芝全区（琴芝1区 から1-10区までを除く）
上宇部	上宇部全区（10-2区のうち15～17班除く） 琴芝3区から60区まで	上宇部全区
桃山	新川・小羽山全区、 鵜の島14-1区、14-2区、57-1から57-4区まで	新川・小羽山全区
藤山	藤山全区、 鵜の島41区から56区まで及び58区から64区まで	藤山・鵜の島全区
厚南	厚南・西宇部全区、厚東14区（5班に限る）	厚南・西宇部全区
厚東川	厚東全区（14区のうち5班を除く）・二俣瀬・小野 全区	厚東・二俣瀬・小野全区

【小学校通学区域の変更】

学区	現在	変更後
常盤	常盤全区・上宇部10-2区のうち15～17班	常盤全区
恩田	恩田全区	恩田全区・琴芝1区から1-10区
上宇部	上宇部全区（10-2区のうち15～17班除く）	上宇部全区
琴芝	琴芝全区	琴芝全区（琴芝1区から1-10区を除く）
西宇部	西宇部全区、厚東14区の5班	西宇部全区
厚東	厚東全区（14区のうち5班を除く）	厚東全区

(2) 中学校通学区の個別の再編

■西岐波・常盤中学校通学区の再編

再編後

常盤小の児童は、全て西岐波中に進学

生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の生徒数と学級数】

西岐波中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	134	167	147	448
学級数	4	5	4	13

常盤中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	184	147	180	511
学級数	6	4	5	15

【令和6年度の西岐波中・常盤中における常盤小からの進学者数】

西岐波中	全校生徒数	うち常盤地区生徒数 (常盤24～39区)	常盤中	全校生徒数	うち常盤地区生徒数 (常盤1-1～2-8区)
	448	125		511	70

【再編後の生徒数と学級数見込み】

西岐波中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	160	193	170	523
学級数	5	6	5	16

常盤中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	158	159	157	474
学級数	5	5	5	15

※令和11年度の生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、私立中学校等への進学はないものとして推計している。

再編の視点

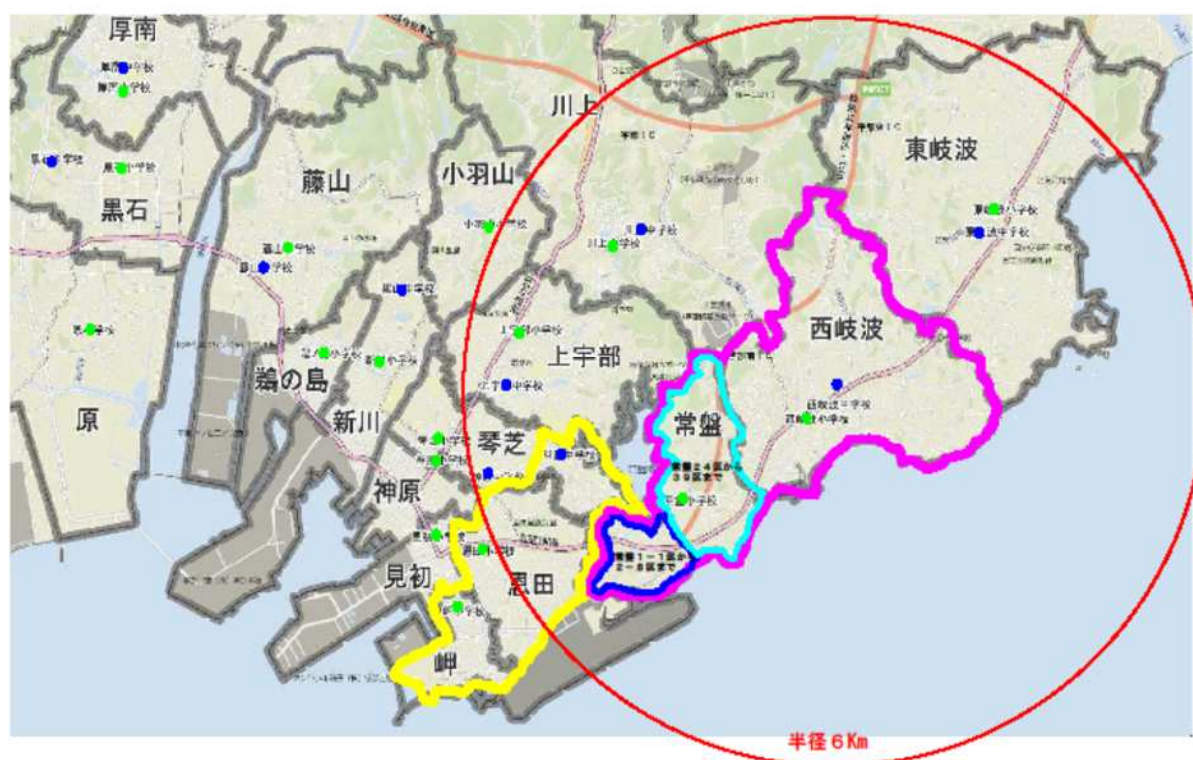
《小中一貫教育》

・現状、常盤小は約6割の児童が西岐波中に進学しており、西岐波中と小中連携を実施しています。

《学校規模等》

・常盤小の児童が全て西岐波中に進学した場合の西岐波中、常盤中の学級数は、各々、国が示す学校規模の標準の範囲内になります。

【新たな西岐波・常盤中学校区域の概略図】



■神原・上宇部中学校通学区の再編

再編後

生徒数と学級数の現状と見込み

再編の視点

琴芝小の児童は、現常盤中通学区（琴芝1区から1－10区）の児童を除き、神原中に進学

【令和6年度の生徒数と学級数】

神原中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	50	54	64	168
学級数	2	2	2	6

上宇部中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	142	152	138	432
学級数	4	4	4	12

【令和6年度の琴芝小通学区の学校選択制利用者数と割合】

選択学校	琴芝自治会区	対象者数	利用者数	利用割合
神原小	3区、3－11区、4区、4－2区、15区、40区、40－1区	114	79	69.3%
恩田小	1区、1－5区、1－10区	95	80	84.2%
常盤小			8	8.4%

【再編後の生徒数と学級数見込み】

神原中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	107	104	119	330
学級数	4	3	4	11

上宇部中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	113	96	88	297
学級数	4	3	3	10

※令和11年度の生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、私立中学校等への進学はないものとして推計している。

《小中一貫教育》

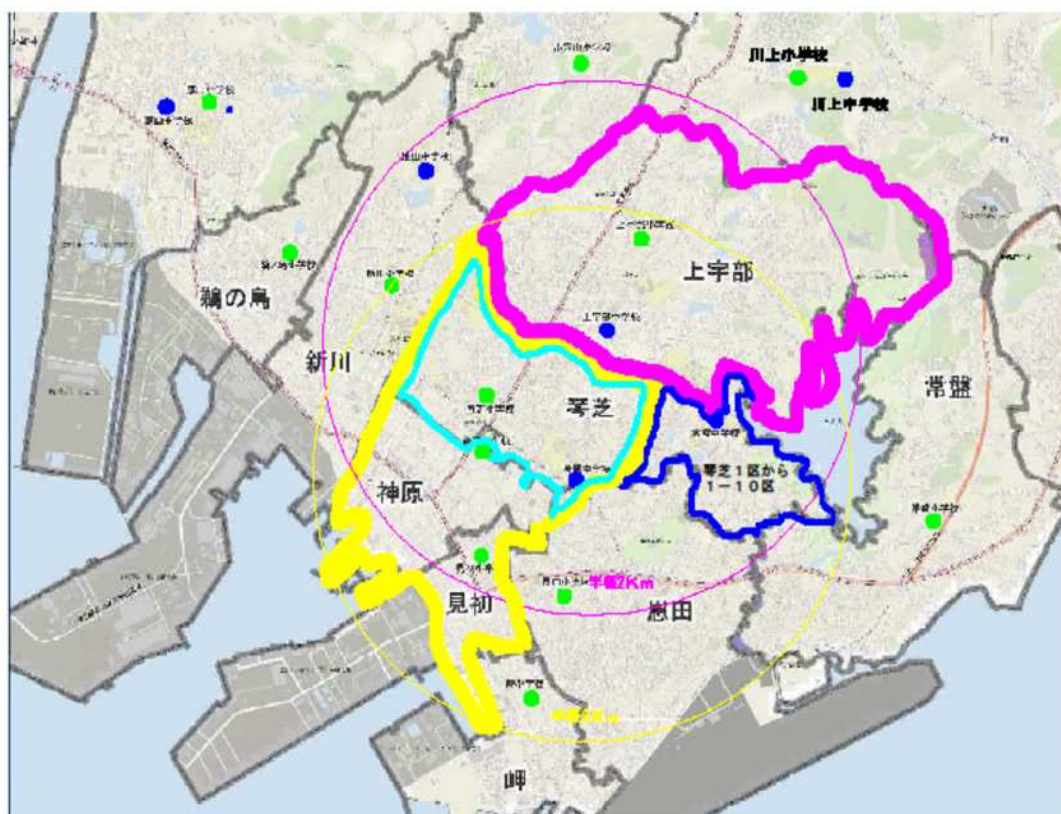
・学校選択制により、現状では、琴芝小と神原小を入学先に選択できる琴芝地区の児童の約7割が神原中に進学する神原小を選択しています。また、恩田小を選択できる児童の約8割が常盤中に進学する恩田小を選択しています。

・中学校の通学区を見直すとともに、現状、常盤中に進学している琴芝小児童の小学校の通学区を恩田小の通学区に見直すことで、小中一貫教育を推進することが可能となります。

《学校規模等》

神原中と上宇部中の学校規模や通学環境等のバランスが良くなります。

【新たな神原・上宇部中学校通学区域の概略図】



※中学校の通学区域の変更に伴い、琴芝1区から1－10区の小学校の通学区域は恩田小学校に変更します。

■桃山・藤山中学校通学区域の再編

再編後

再編の視点

生徒数と学級数の現状と見込み

再編後の生徒数と学級数見込み

鵜ノ島小の児童は、全て藤山中に進学

【令和6年度の生徒数と学級数】

藤山中

桃山中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	106	98	110	314
学級数	3	3	3	9

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	116	102	113	331
学級数	3	3	3	9

【令和6年度の桃山中・藤山中における鵜ノ島小からの進学者数】

桃山中	全校生徒数	うち鵜の島地区 生徒数 (鵜の島14-1と 2, 57-1~4区)	藤山中	全校生徒数	うち鵜の島地区 生徒数 (鵜の島41~56, 58 ~64区)	うち鵜の島地区 選択区域生徒数 (鵜の島14-1と2, 57-1~4区)
	331	6		314	40	10

【再編後の生徒数と学級数見込み】

藤山中

桃山中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	91	115	95	301
学級数	3	4	3	10

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	107	100	121	328
学級数	4	3	4	11

※令和11年度の生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、私立中学校等への進学はないものとして推計している。

《小中一貫教育》

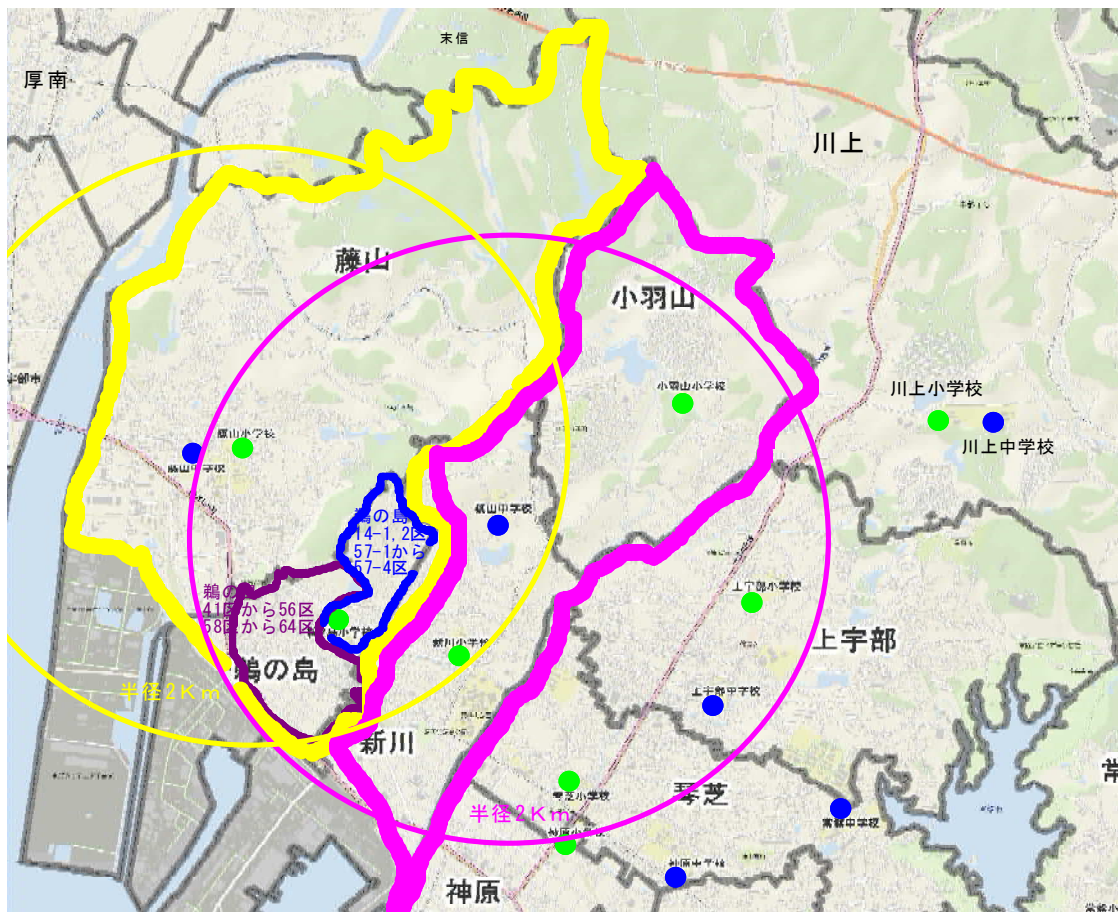
・現状、鵜ノ島小は約9割の児童が藤山中に進学しており、藤山中と小中連携を実施しています。

・藤山小、鵜ノ島小の校舎はともに老朽化しており、建て替えに合わせた施設一体型の小中一貫校の設置が目指しやすい状況にあります。

《学校規模等》

・鵜ノ島小の児童が全て藤山中に進学した場合の桃山中、藤山中の学級数は、各々、国が示す学校規模の標準の範囲内になります。

【新たな桃山・藤山中学校通学区域の概略図】



(3) 規模等検討対象校の適正化

【市街地地域】

市街地地域の検討対象校については、新たに再編される中学校の通学区域により適正化を推進していくこととします。また、老朽化した校舎の更新に合わせ、施設一体型の小中一貫校を目指して、統合を進めていきます。

なお、岬小学校については、学校施設が新しく、近隣に大規模校である恩田小学校があることから、審議会の答申において、通学区域の変更により適正化を進めていくよう提言がありました。

しかしながら、岬小学校の学校規模は、恩田小学校より岬小学校に通学する方が通学距離が短くなる恩田地域の児童数を合わせても、望ましい学校規模基準である2学級に満たない学年が多くなることから、本計画期間中は適正化は行わず、恩田小学校との交流や合同学習、また小規模校のメリットを活かした教育の充実を図ることなどにより、現在の教育環境を維持していくこととします。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

3小1中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行っていきます。

児童生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の児童数と学級数】

	令和6年度計														
	児童数							学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
見初小	13	9	17	22	17	18	96	1	1	1	1	1	1	6	
神原小	46	49	54	43	63	60	315	2	2	2	2	2	2	12	
琴芝小	48	51	38	57	47	43	284	2	2	2	2	2	2	12	

【令和11年度の児童数と学級数見込み】

	令和11年度推計														
	児童数							学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
見初小	18	7	11	11	16	13	76	1	1	1	1	1	1	6	
神原小	19	32	26	25	32	33	167	1	1	1	1	1	1	6	
琴芝小	48	64	46	56	77	73	364	2	2	2	2	3	3	14	

(琴芝小の児童数は、現行の通学区域での推計値)

【3小1中の令和11年度児童生徒数と学級数見込み】

	令和11年度推計												小中計
	小学校							中学校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計		
児童生徒数	78	95	77	86	114	99	549	107	104	119	330		
学級数	3	3	3	3	4	3	19	4	3	4	11	30	

(琴芝小の児童数は琴芝1区から1－10区までの児童数を減じた人数)

※令和11年度の児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。

■検討対象校：鵜ノ島小学校

2小1中（鵜ノ島小、藤山小、藤山中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行っていきます。

児童生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の児童数と学級数】

	令和6年度計													
	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鵜ノ島小	17	8	20	18	19	30	112	1	1	1	1	1	1	6
藤山小	75	81	95	73	86	95	505	3	3	3	3	3	3	18

【令和11年度の児童数と学級数見込み】

	令和11年度推計													
	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鵜ノ島小	23	17	15	16	18	17	106	1	1	1	1	1	1	6
藤山小	62	67	80	68	79	75	431	2	2	3	2	3	3	15

【2小1中の令和11年度児童生徒数と学級数見込み】

	令和11年度推計												学級数計
	小学校							中学校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計		
児童生徒数	85	84	95	84	97	92	537	91	115	95	301		
学級数	3	3	3	3	3	3	18	3	4	3	10		
												28	

※児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。

【北部地域】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和11年度時点で5年先までの児童数を確認し、将来的な児童数の推移が、1学級2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していくこととします。

また、適正化の推進に際しては、市街地地域同様に小学校同士の統合は行わず、施設一体型を目指した小中一貫校を整備したうえでの統合が望ましいことから、同一中学校区域内のいずれかの小学校の児童数の推移の見込みが、学校を維持していく基準を満たさないと判断された場合は、その中学校区域内での適正化を推進していくものとします。

児童生徒数と学級数の見込み	【令和11年度の児童生徒数と学級数見込み】														
	1 厚東川中学校区														
		令和11年度推計													
		児童生徒数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	小野小	2	0	2	2	1	2	9	1		1		1		3
	二俣瀬小	3	0	2	2	4	3	14	1		1		1		3
	厚東小	5	9	6	5	11	12	48	1	1	1		1	1	5
	計	10	9	10	9	16	17	71							
	厚東川中	18	19	11				48	1	1	1				3
	2 楠中学校区														
		令和11年度推計													
		児童生徒数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	吉部小	1	0	2	3	1	2	9	1		1		1		3
	万倉小	2	2	2	3	4	5	18	1		1		1		3
	船木小	13	15	13	14	23	11	89	1	1	1	1	1	1	6
	計	16	17	17	20	28	18	116							
	楠中	36	29	32				97	2	1	1				4
	※令和11年度の児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。														

6 計画の進め方と配慮事項

(1) 具体的な進め方

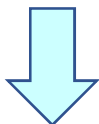
計画の実施に向けては、保護者や地域の方々に十分な説明を行い、共通の認識のもと進めていくことが重要です。また、市は教育委員会と市長部局が連携し、一体となって取り組んでいくこととします。

今後の再編については、次のフローのような手順を踏まえて進めていきます。

地域説明会の実施

- ・保護者
- ・未就学児の保護者
- ・地域住民など

学校のあるべき姿や小中学校の現状と課題、課題を解決するための方向性と具体的な再編案など本計画の内容を説明を行うための、地域説明会を開催します。



地域別協議会等の設置

- ・保護者代表
- ・未就学児の保護者代表
- ・地域住民代表
- ・学校関係者など

市街地地域については必要に応じて関係地区の代表者で構成される協議会等を設け、再編の時期や新しい学校のあり方などご意見をいただき、共通認識を図りながら計画を進めていきます。北部地域については、令和11年度（2029年度）に以降の児童数の状況を確認しながら、必要に応じて設置していきます。



学校別統合準備会等の設置

- ・保護者代表
- ・未就学児の保護者代表
- ・地域住民代表
- ・学校関係者など

統合等により、新設校の設置が予定される地域については、統合準備会を設置し、新たな学校の校名、校歌、校章、通学路の安全対策等の検討を行う統合準備会を設置します。

(2) 配慮事項

①児童生徒の不安解消

通学区域の変更や学校の統合にあたっては、学習環境や生活環境が大きく変化することから、児童生徒の不安を解消するため、再編までの期間においては、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後においても、きめ細かな心のケアに取り組めます。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒については、個々の特性に寄り添った一貫した支援等が再編後も継続して受けられるよう、配慮していきます。

また、通学区域の変更については、新入生からの段階的实施や、入学時に兄や姉が在学している場合は、変更前の学校も選択可能とするなど、緩やかな移行に向けた仕組みも検討していきます。

②児童生徒の通学支援

通学区域の変更や、学校の統合により通学距離や時間が長くなる場合は、児童生徒の負担が過度とならないよう、スクールバスや公共交通機関などの交通手段の活用など、可能な限り通学時間が短くなるよう配慮していきます。

また、通学区域の見直し後も、児童生徒が安心・安全に登下校できるように、学校や保護者、地域、道路管理者等の関係機関と連携しながら、通学路の安全点検や安全対策の実施、登下校時の見守り体制の整備など、通学路の安全確保に取り組めます。

③小規模校の課題への配慮

小規模校のまま当面現在の学校を維持していく学校においては、少人数指導の充実や特色あるカリキュラムの提供、ICTを活用した他校との合同学習など、小規模のメリットを最大限に活かしながら、教育の充実を図っていきます。

また、適正化の推進による学校統合は、とりわけ中山間地域である北部地域においてさらなる人口減少を招く可能性もあることから、地域に身近な分校としての活用など、地域の実情に応じた様々な選択肢を併せて検討していくとともに、特認校就学制度※の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局と連携しながら取り組めます。

※特認校就学制度

自然や小規模校の良さを生かした特色ある学校運営をしている学校を特認校に認定し、特認校で学びたいという希望により、就学校を変更できる制度。

(3) 再編スケジュール

現時点で想定しているスケジュールは、下の表のとおりです。

小中一貫校として施設整備が必要な、藤山中と神原中の通学区域については、中学校区の再編を優先して行いながら、施設整備に向けた協議や準備を行うこととしています。

なお、施設整備については、老朽化した施設の建て替えや既存施設を小中一貫校として使用するために必要な改修など、施設一体型小中一貫校の設置に向けて、財政面や学校運営面など様々な方面から検討を行います。

	R6年度 (1年目)	R7年度 (2年目)	R8年度 (3年目)	R9年度 (4年目)	R10年度 (5年目)	R11年度 (6年目)	R12年度 (7年目)	R13年度 (8年目)	R14年度 (9年目)	R15年度 (10年目)
藤山中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（藤山小・鵜ノ島小）							2小1中 小中一貫 校開校
藤山小			2小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工					
鵜ノ島小			開校準備委員会設置（開校に向けた検討・準備）							
			藤山中学校へ進学							
神原中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（見初小・神原小・琴芝小）							
神原小			地域協議 (3小1中 小中一貫校)			3小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工 R19年度 開校目途		
琴芝小				開校準備委員会設置 (開校に向けた検討・準備)						
見初小										
				神原小・琴芝小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実（R19年度新設一貫校へ）						
常盤中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（恩田小・岬小）							
恩田小			小学校区の再編（琴芝小の一部編入）							
岬小			恩田小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実							
西岐波中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（西岐波小・常盤小）							
常盤小			西岐波中学校に進学							
厚東小	地域説明	他校との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実、地域や市長部局と連携した児童生徒増加策の推進				R11年度時点で5年先までの児童数を確認し、児童数の推移が学校全体で12人未満の見込みとなった場合は適正化を推進				
二俣瀬小										
小野小										
吉部小										
万倉小										

【関連校】

桃山中	地域説明	中学校区の再編（小羽山小・新川小）								
上宇部中		中学校区の再編（上宇部小）								

宇部市立小中学校適正規模・適正配置等に関する地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒にとって最適な教育環境を実現するために進める、宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画（以下「計画」という。）に基づく取組について、情報の共有と円滑な実施に向けた必要な事項の調整を図るため、地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置区分等)

第2条 協議会は、計画に基づき、通学区域の見直しを行う中学校区ごとに設置するものとし、当該中学校区及び協議会の名称並びに構成地区は、別表のとおりとする。ただし、教育長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議、検討、調整する。

- (1) 計画を進めるうえでの課題とその対応方法に関すること
- (2) 学校と地域の連携のあり方に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、計画の円滑な実施のために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 学校教職員の代表者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の総意は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会は、原則公開とする。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、会長が指名する者を参加させることができるものとする。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会での調査、検討等の結果を協議会へ報告するものとする。

(報償)

第9条 第4条第2項の委員のうち、学校教職員以外の委員には謝金として、年額4000円を支払うものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、宇部市教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

中学校区	協議会の名称	協議会の構成地区
藤山中学校区	藤山中学校区地域協議会	鵜の島地区、藤山地区
神原中学校区	神原中学校区地域協議会	神原地区、見初地区、琴芝地区
西岐波中学校区	西岐波中学校区地域協議会	西岐波地区、常盤地区

		令和7年度											令和8年度											令和9年度以降
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年1月	2月	
藤山中学校区 地域協議会		●		●			●		●		●			●		●		●		●				
		第1回		第2回			第3回		第4回		第5回			第6回		第7回		第8回		第9回		第10回		
	施設整備	← 整備場所・施設形態 →																						
	中学校 通学区域 再編	← 兄弟姉妹等への配慮事項・通学区域の確認・ 学校選択制の整理 など →																						
													← 基本計画に関すること →											開校準備委員会 の設置（開校に 向けた検討・準備）
		兄弟姉妹等への配慮事項・通学区域の確認・ 学校選択制の整理 など											← 新たな通学区域・学校選択制の確認・ 通学路の確認と安全対策 など →											

ご意見・ご要望等		回答
区分	【鵜の島：保護者】 令和6年12月18日開催	参加人数17人
通学支援・安全対策	鵜ノ島は2小1中で検討するとのことだが、場所は現在と違うところになるのか。また、小学校の通学距離が概ね4km以内という基準は厳しいので、北部校区のようにスクールバス等の検討はできないか。	場所については、敷地の問題もあり、今後の地域協議会で検討していくことになります。また、公共交通機関の利用についても、今後の検討課題となり、地域別協議会で保護者や地域の方々のご意見を伺いながら検討していきます。
	再編は年度の頭からとなるのか。地区の登校時の見守り活動をしているが、不安がある。	R15年度開校予定ですが、4月1日からとも言い切れません。予定は目安であり、具体的なところはこれからとなります。
	遠距離の通学者に配慮し、安全を確保できるよう検討をお願いしたい。	(ご要望)
学校施設	新設校の場所は未定とのことだが、旧学校の施設や跡地はどうなるか。避難所に指定されているところも多いが、今までどおりとなるか。	学校の体育館は、学校施設としてだけでなく、スポーツ振興や防災の拠点としての役割を担っています。特に災害時には避難場所として活用される「地域の拠点施設」でもあることから、学校の適正配置が進んだとしても、地域で有効活用される施設と考えています。
	旧学校の施設や跡地については、災害時以外にも、休日開放などで利用できるようにしてほしい。	(ご要望)
その他	仮に鵜ノ島小が1クラス2人程度の規模になったとしてもこの予定どおりか。	確認できる人口推計ではそこまでの想定はされていませんが、今後設置される地域別協議会でご意見として伝え、協議していきます。
	2小1中となった場合、教員の数はどうなるか。現状、鵜ノ島小では先生数が足りず、スクールカウンセラーも常駐ではなく、月に2、3回程度となっている。	学校統合があった場合、児童生徒の心のケア等のため、状況に応じスクールカウンセラーの常駐について、断言はできませんがその可能性は高くなるものと考えています。
	鵜の島地区在住だが、少人数校の鵜ノ島小に入学することを避けて、わざわざ藤山に家を借りて藤山小に通わせている知人がある。このような現状に対する対策は。	宇部市では1地域に1小学校という意識が強く、また大規模校に吸収されるのではという懸念もあり、2小1中の小中一貫校が新設されてからの統合という計画となりました。それまでは、小規模校のメリットを生かした教育を推進していくということでご理解いただきたいと考えています。
	中学生が加害者、小学生が被害者となる性的な事件も起きているので、保護者として心配である。施設一体型小中一貫校の説明があったが、同一敷地内にあることで、例えばスマホでの撮影等、そのようなリスクが増えないように、配慮・対策をしてほしい。	先進的な施設一体型小中一貫校において、小学生が中学生にあこがれる気持ちや、中学生が小学生の手本となるような好事例は確認していますが、そのような事例は聞いておりません。今後、課題としてどのようなことがあるのか確認していきます。また、小学生が安心して学べるよう、配慮していきます。
	今西桃山に住んでおり、鵜ノ島小と新川小の選択ができる。近所からは鵜ノ島小を進められているが、その場合は桃山中に進めず、藤山中のみとなるということか。	現在は選択制はありますが、R9年度からは鵜ノ島小の児童は、全員藤山中に進学することとなります。

ご意見・ご要望等		回答
区分	【鵜の島：地域住民】 令和6年12月23日開催	参加人数 28人
通学支援	通学距離は4kmとあったが、低学年などは1時間で歩けない。	今後、地域別協議会を開催し、その中で通学方法なども協議・検討していきたいと思います。
	通学距離が遠くなる子どもは、スクールバスが使えるのか。	スクールバスは、通学距離が4kmを大幅に超えるような北部地域をイメージしていますが、通学方法等については、今後地域別協議会で検討していきます。
学校施設	将来、鵜の島小学校にあるグラウンド、体育館はどうなるのか。	スポーツの振興や防災などの拠点としての機能は残すようになるが、学校施設ではなくなるので、今後の維持管理などは地域の方々とも話し合って進めていきます。
地域関係	自治会やコミュニティは残ると聞いているが、現在、盛んにやっている小学校との連携協働は今後どうなるのか。	これからも「学校を核とした地域づくり」は進めていくこととなりますが、1つの地域に1つの小学校という形態は変わることになります。新たな形態での連携を一緒に考えていきます。
	「学校を核とした地域づくり」が求められているが、小学校が地区に無くなったかどうかはよいのか。不動産の物件情報にも小学校の無い地域ということで人が来なくなるかもしれない。これでは、地域の衰退を招くのでは。	淋しい気持ちは理解できますが、子ども達のより良い教育環境についてを最優先に考えた結論についてご理解いただきたい。子どもたちは新しい学校に通い続けるので、新たな単位で地域づくりを考えていただきたいと思います。
	担当は市教委ではないのだろうが、地域担当の部署で検討されているのか。審議の中でのコメントがあれば教えてほしい。	審議における地域の課題についての議論の中では、次代を担う子どもの教育環境を第一に考えられ、新たな枠組みでの地域づくりについて考えて欲しいとのご意見もありました。この点を踏まえて、地域担当の部署とも協議しながら計画を策定しています。
	自分たちは、地域の今後が一番不安だ。子どもたちへの教育だけではなく、地域コミュニティの存続という問題もあるのだから、市長部局とも並行して考えてもらわないといけない。反対運動（署名など）が起きたらどうするつもりか。	審議会でも2年間かけて市民の声も反映しながら答申をいただいたものを踏まえて計画を策定しており、今後どのような不安があるのか、課題解決のためにどのようにしていけば良いのかを教育委員会や市長部局、保護者や地域の方と一緒に考え、この計画を進めていきたいと考えています。
その他	小中一貫校になると交流が広がるメリットがあると思うが、下級生をいじめる等のデメリットもでてこないか。	そのようなことにはならないよう、教員がしっかり指導を行っていきます。
	桃山中学校に近い自治会では、新川小に通い桃山中学校へ進学しているようだがこの自治会の住民をどう考えているのか。	新川小から桃山中に進学する児童がいることも承知しており、審議会においても様々な案が検討されましたが、鵜の島地区の児童数は少なく、地区の児童が全て同じ小学校から同じ中学校へ進学することで、教育環境の充実を図りたいと考えています。
	新川小を選択する家庭が多いが、それは単学級である鵜の島小に対する不安からだと思う。小中一貫校が実現すればそれも払拭されるのでは。	(ご意見)
	2小1中で、連携事業が年々増やせてきており、藤山中を中心に先進的な地区なので、取り組めていけるよう支援をお願いしたい。	(ご要望)

ご意見・ご要望等		回答
その他	適正規模をクラス数だけで考えているが、1クラスの人数を35人にこだわらなければ複数の学級数にできる。小規模の方が質の高い教育ができる。	国の基準もある中、山口県は国に先行して35人学級化を進めてきました。今後さらに1学級の人数は少なくなっていくと思いますが、市独自で先行して行うことは難しく国や県の基準に併せて進めていきたいと考えています。
	適正規模とは、将来的に何クラスくらいを想定しているのか。	3～4クラスを想定しています。ウェブ上でも公開（計画22ページ）しているので、詳細については、そちらを確認していただきたい。
	地域の特色を生かしてと言うが、桃山中と藤山中でそんなに違いがあるとは思えない。	めざすベクトルに大きな違いがあるとは思えませんが、連携先でない中学校に進学する児童は、交流学习や交流事業を実施しても、系統的、連続的な学びという視点において、不安や難しさを感じるようになってきていると捉えています。
	保護者からの意見は尊重していくのか。	今後設置される地域協議会の中で、説明会でいただいたご意見も協議しながら進めていきたい。
	岬と鶴ノ島の違いは何か？岬小は残すのに、鶴ノ島小は無くす理由が分からない。校舎が新しいから、という理由しか考えられない。それを言わずにいろんな理屈を後付けしただけではないか。	岬小は区域変更による適正化がうまくいかなかったことや、すでに全員が常盤中へ進学するので、現時点で小中一貫教育ができていることなどから、今回の適正化からは除外しました。
	地域へのアンケートを行ったと言われたが、そのような記憶はない。宇部日報を見て初めて知り、驚いたのだが。学校運営協議会でもそのようなアンケートは無かった。	実施したアンケートについては、今一度確認してご報告します。
区分	【藤山：保護者・地域住民】 令和6年12月19日開催	参加人数25人
通学支援	通学距離が長くなることが懸念されることから、その安心感を持たすことが重要。遠方になる児童生徒に対しては、親も心配になると思われるので、公共交通機関なども活用した対応が必要になると考える。	通学の支援については、今後も地域協議会の中で色々お話を聞きながら進めていきます。
学校施設	2小1中の施設一体型の小中一貫校が令和15年に開校する計画だが、建設場所は、今ある2小1中のいずれかになるのか。	場所についてはまだ決まっていないが、学校敷地の広さのこともあり、これから検討していくが様々な可能性はあります。
	小学校は災害の避難場所の拠点だけでなく、行事の拠点でもあるので、そのあたりについても適切な対応をお願いしたい。	(ご要望)
	藤山地区は自主防災も盛んであるが、現在は藤山小中、鶴ノ島小とも体育館が新しいので、施設一体型の小中一貫校になることはいいことだが、残される施設については地域でも考えなければいけないが、そこは悩ましい。	学校施設については、市としてはスポーツの振興、防災の拠点などの位置づけがあります。体育館についても例えば、他の場所に施設一体型の小中一貫校が出来たとしても、地域の行事、避難場所の拠点としての活用を考えています。

ご意見・ご要望等		回答
学校施設	在学中に運動場などに新しい校舎などが建設されれば、子ども達にとって、不利益になるのでは。	学校の建替えは通常、既存の校舎を残し、グラウンドに新校舎を建設、その後、既存校舎を解体する流れが一般的です。どうしてもグラウンドがない状況が発生することになるので、不利益といえば不利益ですが、現状はまだ何も決まっていないので、周辺状況も踏まえながら考えていきたい。
その他	小さい学校の子ども達が大きい学校に移る時に不安を抱くと思うので、移行時期は配慮してほしい。	不安を抱く子ども達のケアについてもしっかり対応していきます。
	施設一体型の小中一貫校と義務教育学校の違いは理解したが、実際に通う子ども達にとってのメリットはなにか。	義務教育学校は校長が1人であり、小中問わず、指示命令系統が統一されているので、全員が同じ方向を向いて進めるため、より滑らかな教育環境が提供できると言われています。
	藤山在住の者から考えると鵜の島から来られることは嬉しいことですが、鵜ノ島小学校区のことを考えると通学距離が遠くなるなど課題もあるので、丁寧な説明をお願いしたい。	近く（地域）に学校があることは良いことではあるが、子ども達にとってはクラス替えが出来ないなどデメリットもあるので、子ども達の今後のことを考えながら、鵜の島地区の方たちにも丁寧に説明していきます。
	鵜ノ島小から藤山中に進学するのは、実は当然のことで部活動がないことが影響していた。ただ、部活動については今後、地域移行されていくので、そのあたりは解消されると感じている。	部活動は今後、地域移行されていくと思われませんが、年々子どもの数が減少していけば、部活動もできなくなるなども懸念されるため、そこも踏まえて進めていきます。
	10数年前に「見初・神原」の統合が撤回されたことがあったと記憶していますが、この計画について中止はないと考えていいか。	審議会で2年間かけて市民の声も反映しながら答申をいただいたものを踏まえて計画を策定しており、この計画通りに進めていくことが大事だと考えています。
	色々準備して協議会等も立ち上げたが、地域住民の反対があれば、中止になったり、先延ばしになったりするのか。	
	地域の皆さんで協議をする組織構成は。	地域別協議会は学校運営協議会などからの推薦により構成。藤山、鵜の島それぞれで立ち上げではなく、関係地区（2地区）で1つの協議会を立ち上げる考えです。
	その組織を誰がいつ立ち上げるのか。	教育委員会の主導で、各団体から適任者を推薦いただくか、学校運営協議会に母体になっていただくのかなど、今後、学校運営協議会でも今後の方向性について話をしていく予定です。
	先日、開催された鵜の島での説明会で出された意見を言える範囲で構わないが聞かせてもらえると参考にもなるが。	鵜の島は小学生と未就学児の保護者を対象に実施しました。意見としては、「もっと早く統合してほしい」「小学校が近いからここに住んでいるので遠くなれば通学支援をしてほしい」「残された体育館はどうなるのか」など意見がありました。

宇部市の小中一貫教育について

学校教育課

1 小中一貫教育の定義

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざすこと

「小中一貫教育の導入状況調査」平成29年(2017年)3月 文部科学省

●小・中学校段階における違い。

- | | | |
|----------|-------------|-------------|
| ①指導体制の違い | ②指導方法の違い | ③家庭学習の仕方の違い |
| ④評価方法の違い | ⑤生徒指導の手法の違い | ⑥部活動の有無 |

ちがいを活かしながら



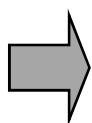
小・中のそれぞれの文化を大切にしながら、小中一貫教育を通じて、目の前の子どもたちの課題に応じた指導や支援を行う。

2 具体的な取組

- 1 「つきたい力」と「重点取組事項」の決定→「グランドデザインの作成」
(学校や地域が「めざす子どもの姿」をもとに、連携校において協議し決定する)
- 2 義務教育9年間を見通した、系統性・連続性を確保した教育課程の編成・実施
- 3 小・中学校の教職員の協働を目的とした組織づくり
- 4 系統的・段階的な学習規律・生徒指導事項と指導方法の確立と共通理解
- 5 小中合同の研修体制づくり
(小中一貫教育推進や学習・生徒指導に関する研修)
- 6 小中相互の乗入授業の計画的な実施
- 7 小学校高学年での教科担任制の導入と中学校教員による授業
- 8 児童生徒の交流行事の計画的な実施

3 期待される効果

- 「めざす子ども姿」や「つきたい力」「重点取組事項」を共有することでより効果的な教育活動を実施
- 9年間の連続的、発展的な学習活動の充実→地域連携教育の充実
- 小中学校の滑らかな接続→「中1ギャップ」の解消



- 中学校区の小学校から進学する
- 施設一体型小中一貫校となる

より効果的な実践へ